第二号様式及び第三号様式を削る。

第四号様式中「第12条関係」を「第15条関係」に改め、同様式㊟1ト中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改め、同様式㊟1チ中「第13条第2項」を「第16条第2項」に改め、同様式を第二号様式とする。

第五号様式を削る。

第六号様式中「第26条関係」を「第25条関係」に、「学校保健法施行規則第26条第1項」を「学校保健安全法施行規則第25条第1項」に、「基き」を「基づき」に改め、同様式を第三号様式とする。

第七号様式中「第26条関係」を「第25条関係」に、「学校保健法施行規則第26条第2項」を「学校保健安全法施行規則第25条第2項」に、「基き」を「基づき」に改め、同様式を第四号様式とする。

第八号様式中「第26条関係」を「第25条関係」に、「学校保健法施行規則第26条第3項」を「学校保健安全法施行規則第25条第3項」に、「基き」を「基づき」に改め、同様式を第五号様式とする。

第九号様式中「第28条関係」を「第27条関係」に、「学校保健法施行規則第28条」を「学校保健安全法施行規則第27条」に改め、同様式を第六号様式とする。

第十号様式中「第28条関係」を「第27条関係」に、「学校保健法施行規則第28条」を「学校保健安全法施行規則第27条」に改め、同様式を第七号様式とする。

第二条　学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条」を「第十二条」に改める。

（学校教育法施行規則の一部改正）

第三条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号ハ中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

（学校保健統計調査規則の一部改正）

第四条　学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第八条」を「第十五条」に改める。

第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第五条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

（へき地教育振興法施行規則の一部改正）

第六条　へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第五条の二に」を「第六条に」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正）

第七条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の三」を「第七条」に改める。

第三条中「第五条の二」を「第六条」に改める。

（免許状更新講習規則の一部改正）

第八条　免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第五条の三」を「第七条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十四条、第五十六条の二及び第五十七条の八第六項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣　塩谷　立

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

9　第五項の文部科学大臣の指定する機関に関し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

第十六条の五中「及び核燃料物質によつて」を「、核燃料物質によつて」に改め、「廃棄」の下に「及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の文部科学大臣が指定する機関への引渡し」を加える。

第十六条の十一に次の一号を加える。

四　第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の文部科学大臣が指定する機関への引渡しが完了していること。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の十一に次の一項を加える。

8　第五項の文部科学大臣の指定する機関に関し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

第六条中「及び核燃料物質によつて」を「、核燃料物質によつて」に改め、「廃棄」の下に「及び第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の文部科学大臣が指定する機関への引渡し」を加える。

第六条の七に次の一号を加える。

四　第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の文部科学大臣が指定する機関への引渡しが完了していること。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第三条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

7　第五項の文部科学大臣の指定する機関に関し必要な事項は、別に文部科学省令で定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第十二号

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十一年文部科学省令第十一号）の施行に伴い、並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条第九項、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一第八項及び核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条第七項の規定に基づき、放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

文部科学大臣　塩谷　立

放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令

（業務）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第五項、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第五項及び核原料物質の使用に関する規則第三条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条第一項の表第四号ニからヘまでの記録、核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一第一項の表第二号ニからヘまでの記録及び核原料物質の使用に関する規則第三条第一項の表第二号ハからホまでの記録（以下これらを単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。

二　指定記録保存機関に記録を引き渡した者、当該記録の本人又はその者を雇用しようとする者のうち記録の照会について本人の同意を得たものからの記録の照会に対する回答を行うこと。